

監査報酬から見る企業と監査法人との関係性

～監査法人が独立し、企業と良好な関係を構築するために～

1160395 岡田 夏季

高知工科大学 マネジメント学部

第1章 はじめに

1-1 概要

2000年以降、日本では「会計ビッグバン」と呼ばれる企業会計制度の改革が進められ、日本の制度は欧米と比べて遜色ない制度になってきたといわれている(山田, 2013)。2009年3月決算以降、上場企業は財務報告の信頼性を担保するために「内部統制報告書」の開示が義務づけられ、これを機に不適切な会計や経理などを未然に防ぐ体制の構築に力を注いできた。しかし不適切な会計や経理を行った社数は2年連続(2010年、2011年)で増加している。図1は、不適切な会計・経理を開示した上場企業数の推移を示している。これをみると、2012年度にその数は、一時的に減少したが2013年度には再び増加に転じ、2014年度には過去最多を記録した(図1)。これを市場別に見てみると、東証1部、2部の大手企業に不適切な会計を行った企業が集中している。



(図1) ※出典：株式会社東京商工リサーチ 2014年度
「不適切な会計・経理を開示した上場企業」調査

また、2011年に起こったオリンパスの会計不正などをきっかけに、金融庁の企業会計審議会監査部会において様々な議論がなされた。その結果、2014年3月決算に係る監査から不正リスク対応基準が適用されることとなり、監査人の専門家としての職業的懐疑心の強化や、不正リスクに対応した監査

の手続きの実施として企業が想定しない要素を監査計画に組み込む、いわゆる抜き打ち監査の実施を提唱した。(金融庁, 2013) それにも関わらず、昨年日本を代表する大企業の東芝の会計不正が発覚した。しかも当該事件には監査法人を含めた組織ぐるみで不正を行っていたのではないかの疑念が向けられており、そうであるならばこれは、新たに制定された監査基準の想定をはるかに超えた問題であると考えられる。日本を代表する大企業だけに、国際的に納得の得られる対応を取らなければ、日本市場や株式会社全体の信頼を更に揺るがすことになりかねない(磯山, 2015)。

これらを踏まえ本研究では、単に監査基準を改訂するだけでは防ぐことができない会計不正の根本的な問題点を明らかにするとともに、監査法人が独立した専門家として企業と良好な関係を築いていくための改善策を提案する。

オリンパスの会計不正と東芝の会計不正を中心に研究を進めていく中で、「会計不正の背景に存在する根本的な問題は、監査を受ける側である企業から、監査を行う監査法人に支払われる監査報酬によって生じる、企業と監査法人間のパワーバランスにあるのではないか」との研究課題を持つに至った。また、この研究課題に基づいて導出された仮説は本研究の分析において実証された。この結果を受け本研究では、被監査企業から監査法人に支払うといった支払いプロセスを経るのではなく、第三者機関を設定し、当該機関が監査報酬の支払いプロセスに関与する、という改善策を提案したい。これにより、企業と監査法人間に生じるパワーバランスの問題を解消し、一企業と監査報酬の本来あるべき関係性が構築できると考えられる。

1-2 目的

本研究では、会計基準を改訂しても尚増加し続ける会計不正の根本的な問題点を、実証的な分析により明らかにすることを第1の目的としている。そして監査法人が企業から外見

的にも精神的にも独立し、企業とより良い関係を構築していくための改善策を追究することを第2の目的とする。

第2章 背景

2-1 オリンパスの会計不正

2011年10月以降、主に海外メディアを通じてオリンパスの会計不正が報じられたことは記憶に新しい。オリンパスはバブル崩壊時の多額の損失を隠すために、ほとんど価値のない会社を多額の金額で購入し、その後すぐに投資が失敗したとして特別損失の計上を行った。特定の経営者がこの飛ばしという高度な隠蔽工作を行ったこと、また社長の権限が強く財務部門が少数者によって独占されていたために、他の取締役や社員による監視が機能していなかったことなどが問題として取り上げられている(山田, 2013)。結果として監査人には、当該不正を発見することができなかった。外部監査人が会社の正しい情報を把握・判断することができなかったことは、すなわち監査人の職業的懐疑心が有効に機能していなかったことを意味する。オリンパスの会計不正をきっかけに行われた様々な監査基準の見直しの議論の結果、新たに不正リスク対応基準が策定されるに至った。

2-2 東芝の会計不正

東芝の会計不正については2006年にアメリカ原子力大手ウエスチングハウス社を買収したことが、当該会計不正に至る大きなきっかけになったのではないかとされている(田原, 2015)。三菱重工業が約2000億円で買収することで決まっていた案件を奪取するために、東芝はウエスチングハウス社を約6000億円という破格の金額で買収した。しかし、その後東北大震災の影響から、我が国の原子力発電事業は見直しを余儀なくされる。結局、ウエスチングハウス社(子会社も含む)は原子力関連で巨額の減損処理の実施を迫られることとなる。東芝は、これらに起因する巨額の損失に対する穴埋めが必要となる。6000億円を超える巨額の買収は「その半分の額でも高すぎる」と三菱重工業をも唖然とさせるものであった(AERA, 2015)。その後東芝は2007、8年頃からインフラ関連事業や映像パソコン事業、半導体事業など主要事業のほぼすべてにおいて水増しを行い始め、その不正は日常的な業務である会計処理を通じて行われていた。

東芝の会計不正において大きな特徴として挙げられるのは、

外部監査人をも内包した組織ぐるみの犯行だったということである。¹ 辞任した歴代社長らは各事業部に過剰な収益目標を要求し、メールや電話で圧力をかけ「工夫しろ」と不正を臭わすような発言をするなど、収益目標の達成を従業員に迫った。追い込まれた各事業部は収益のかさ上げなどをせざるを得なくなり、結果東芝は会社規模で不正を行うことになったのである(田原, 2015)。内部のモニタリングは機能しておらず、例えば監査委員会の会長が財務担当の元副社長(CFO)も不正に関与していたのではないかとされている(加藤, 2015)。

さらに東芝での不正は、監査法人までもが当該問題を認識していた可能性が高いという点においてオリンパスの会計不正とは異なるものであろう。ウエスチングハウス社の工事費用において生じた約100億円の損失を減損処理せず、同年度末までに工事原価の増額を抑えるという条件で未修正の虚偽表示として処理を行っていた(江本, 2015)。東芝の久保氏は、「新日本監査が特例として100億円程度を未修正の虚偽表示として処理することを許容した」と第三者委員会の調査で説明している。それに対し新日本監査は「明確に否定した」と発言しているが、重要性の基準値としてどの程度の金額が妥当かは、監査法人に判断が委ねられる問題である。100億円という額は同期の東芝の税引き前利益391億円の約4分の1にあたり、他の複数の会計専門家らも「やや大きいのでは」と発言するほどである(江本, 2015)。これら多くの指摘を受け、東芝は2015年12月下旬、5500億円の赤字となる見通しであることを公表した。更に東芝は2016年2月4日、2016年3月期の連結税引き後利益が過去最悪の7100億円の赤字になる見通しだと発表した。わずか1か月余りで予想を大幅に下方修正する異例の事態となったのである。今後アメリカの原子力事業を手掛ける子会社の資産価値を引き下げた場合、新たな損失が発生する可能性もあるという(NEWS23, 2016)。

第3章 問題の所在

3-1 過去の会計不正から見る問題点

上述の通り、東芝は組織ぐるみで犯行を行い、また監査人も情報をきちんと把握しておきながら重要ではないと判断した。もし、オリンパスの会計不正後に策定された不正リスク

¹ オリンパスと東芝の特徴の違いとして「手法」「発覚要因」「犯行の規模」「外部監査の関与」が挙げられる。

対応基準が適用されていたならば、抜き打ち監査等の実施により、問題の重要性の判断が異なっていたかもしれない。しかし、これらの監査手続きは実施されなかった。これは、会計上の虚偽表示の可能性があったとしても、外部監査人が当該問題の重要性を、企業側に強く指摘できないという問題点が内在していることを示唆している。

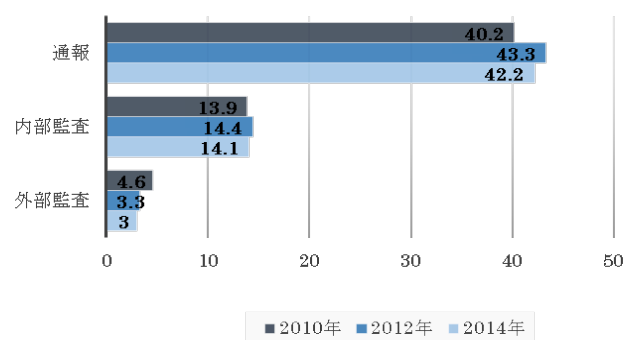
3-2 監査報酬から見る問題点

なぜ外部監査人は虚偽表示と知りながらも企業に強く指摘できないのか。そこには企業と監査法人との間の監査報酬が大きく関係しているのではないだろうか。現行の監査制度では、企業が監査人を雇い、監査人は企業の監査を行うことでその企業から報酬が支払われるが、監査を実施する上で、当然企業からの協力が必要不可欠となる。企業側が非協力的な場合、監査人たちは様々なコストをかけて自らの手で正しい情報を収集しなくてはならなくなってしまう。資本金10億円以上の大企業の約7割は3月決算に集中しており（国税庁, 2013）、監査人は、監査リスクの高い監査対象に集中して監査を行いたい一方で、実際には監査法人の人数や、監査に係る時間の制約といった問題が存在する。例えば監査の過程で法的に何かしらの問題があった場合、弁護士などに相談することが望ましいこともあるが、もちろんこれには金銭的なコストがかかる。このように監査法人には監査資源の制約の問題がつきまとっている。また監査人はあくまでも企業に雇われている身のため、企業からの圧力に従うことによって利益を得ることがある反面、圧力に従うことを拒絶することによって不利益²を被ることも十分にあり得る。

また日本の上場企業が支払う監査報酬は国際的な平均と比べて著しく低いことも問題である。ある調査によると日本企業が支払った監査報酬は平均で売上高の3.2bp（ベースポイント＝0.01%）、英国は5.3bp、米国は11.8bpで、世界平均は5.6bpとなっており、先進国中で最低だったことがわかっている（メッド, 2015）。監査市場は寡占市場であり、法人と差別化をうまく図ることができない。またアメリカと比較して、日本の経営者は監査を無駄なコストとしか考えず監査報酬を安くしようとし、監査法人も顧客を維持するという傾向にあるため、会社との交渉力が弱い（福留, 2016）。以上

から、企業から監査法人に支払われる監査報酬によって、両者間にパワーバランスの問題が発生していることは十分に想像できる。

ここで、不正発見機能としての外部監査の意義を考えてみたい。実際のデータをみると、不正が発覚するには実は内部告発による通報が最も多く、続いて内部監査、そして外部監査となっており、その数値はわずか3%だということが見てとれる（図2）。外部監査人は職業専門家であるにも関わらずこれほどに少ないのは、単なる監査人の能力不足とは言い切れない。実際今回東芝の会計不正が発覚したのも内部告発によるものである。おそらくこれにも企業と監査法人との監査報酬を媒介するパワーバランスが影響しているのではないかと考えられる。



（図2）ACFE レポート 2012 年度版報告書の
数値をもとに筆者が作成

監査報酬、被監査報酬、修正再表示の関係性を分析した先行研究を見ると、修正再表示とは、過去に遡及して誤謬の訂正を財務諸表に反映することであり、財務諸表の利用者において会計情報の信頼性という観点から重視されるものといわれている（奥村, 2009）。修正再表示には、原因となる行為が意図的であるか否かに関わらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと、あるいはこれを誤用したことによる誤り、単なる計算ミスのような意図的ではない誤りだけではなく、粉飾決算といわれるような意図的な利益の水増しも含まれる。この研究では監査報酬が高いほど修正再表示の発生率が低いことがわかっており、これは監査リスクが高いほど報酬を高くしていることを示唆している。しかし期末時点で企業内に財務報告上の問題が存在する場合、決算公告

² 例えば、次年度以降の契約の解除や監査報酬の減額が考えられる。

以降の経営に様々な負の影響³を与えられとされる。もしそうであるならば、企業は報酬を高くすることで、監査人に有価証券報告書の提出後（次期の期中）に修正させ、当該問題の希釈化を認めさせるといった動きがあるかもしれない。実際、東芝が起こしたウエスチングハウス社の工事費用の虚偽表示問題もこれに当てはまる。更に監査をしていた新日本監査法人は、東芝から毎年約10億円の報酬を受け取っており、監査法人の収支に対する影響は小さくない（溝口, 2015）。報酬が高いと修正再表示の発生率も高くなると考える。

3-3 仮説

これまでの議論から以下の仮説が導出される。

実証仮説

「監査報酬を異常に高く支払っている企業の監査人は、財務報告上の問題について、事後的な修正に応じる。」

3-4 実証方法

本研究では、商社344社（日経中分類による）を取り上げ、各企業の資産に対する監査報酬の割合とその全体平均（業種平均）を算出し、平均の120%以上の値を異常に高い監査報酬額とする。対象期間は2010年および2011年の2期間である。また、企業側の財務上の問題を強く指摘できない、すなわち事後的な修正に応じるといった行動については、財務諸表の事後的修正再表示の回数によってこれを定量化する。東芝のように、当期中に財務諸表の誤りに気が付いていたとしても、それらを報告書提出後に、財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の誤り、事実の見落としや誤解から生じる会計上の見積もりの誤りなどとして記述されることから、企業に強く指摘できなかった場合、修正再表示として記述される可能性が高いと考えた。修正再表示については、奥村（2009）でも述べられているように、財務諸表の信頼性に係るリスク指標として、多くの研究で採用されている。すなわち、会計期間中に財務諸表の信頼性に影響するようなリスクを、事後的に処理したものが表面化したものであると考えることができる。そこで異常に高い報酬額を支払っている企業とノーマルな報酬額を支払っている企業の修正再表示の回数（2011年および2012年の2期分）の平均をそれぞれ算出し、

当該平均の差の検定を行った。（t検定）なお、監査報酬及び修正再表示のデータは、各社の有価証券報告書（EDINET）から得たものである。

第4章 結果

| | 異常な企業 (67社) | ノーマルな企業 (277社) |
|------|----------------|-------------------|
| 平均 | 1.053 | 0.523 |
| 分散 | 5.122 | 1.337 |
| 観測数 | 57.000 | 277.000 |
| t | 2.588 | |
| p 両側 | 0.010 | |

表1 監査報酬額と修正再表示回数の関係（筆者作成）

対象企業（商社）344社のうち、異常に高い監査報酬（平均の120%以上）を支払っている企業は67社、ノーマルな企業は277社であった。それぞれの修正再表示の回数の差が統計的に有意かどうかを確かめるために、有意水準5%で両側検定を行ったところ、 $t = (2.588)$ 、 $p = (0.010 < 0.050)$ となり統計的に有意な差が見られた（表1）。⁴ 異常に高い監査報酬を支払っている企業とノーマルな企業とでは、修正再表示の回数に差があることから、異常に高い監査報酬を支払っている企業の監査人は企業側の問題を強く指摘できない、つまり、財務報告上の問題について事後的な修正に応じると判断できる。以上の結果は、本研究の仮説を支持するものである。

第5章 まとめ

5-1 考察

以上の結果から、監査人が企業側の問題を強く指摘できず、最終的に会計不正につながってしまうことに監査報酬が関わっていることがわかる。中でも、監査報酬が、監査すべき対象である企業から監査法人に支払われるという制度に大きな原因があり、これが会計不正の根本的な問題点なのでは

⁴ 平均の140%を異常に高い監査報酬額の基準とした場合、異常に高い監査報酬を支払う企業は48社、ノーマルな企業は286社。修正再表示の回数の差の検定は、 $t = (2.387)$ 、 $p = (0.018 < 0.050)$ となりこちらにおいても統計的に有意な差が見られた。

³例えば公表後の株価の下落、あるいは株主総会での追求等。

ないかと考える。監査報酬が企業から監査人に支払われ続ける限り、監査法人が企業に対して持つ「お客様」という意識はなくなることがなく、パワーバランスにおいても監査法人が企業より強くなることはないのではないか。更にその監査報酬が高ければ高いほど監査法人には企業に対して「失いたくない」という依存の感情が生まれ強くなり、パワーバランスはより一層企業が強くなる。本来監査法人は独立した第三者機関として監査意見を形成するために、公正不偏の態度を保持し（精神的独立）特定の利害関係者を有さずその疑いを招く外観を呈さないこと（外観的独立）が強く要求されているが（日本公認会計士協会, 2010）、監査報酬の支払いプロセスの問題によってこの独立性は著しく損なわれているといえる。監査法人が独立性を高め企業とより良い関係を構築するためには、企業から監査法人に支払われる監査報酬の在り方を変える必要がある。

5-2 改善策

本研究の結果と考察を踏まえ、以下のことを提案する。

- ① 企業と監査法人との間に第三者機関を設ける
(例：証券取引所)
 - 企業と監査法人が、監査するという業務のみににおいて直接関わるようにするため
- ② 企業は、一律金額を証券取引所に支払う
 - 上場するため → 監査してもらうため
- ③ 投資家は、安心して投資できる環境を整えてくれる証券取引所にサービス料を支払う
- ④ 証券取引所は、企業に監査法人を割り当て、適切な監査に対して適切な報酬額を監査法人に支払う

上記で示した制度変更によって考えられる影響はそれぞれ異なる。企業にとっては監査が厳格なものとなるが、これにより財務報告書の信頼性は高まる。投資家は公開される財務諸表への信頼性が向上し、安心して投資ができるようになる。そして監査法人は、監査という業務以外で企業と直接関わるものがなくなるため、企業とのパワーバランスの問題は解消され、企業側の問題を強く指摘することができ、今まで以上に監査そのものの仕事を全うできるようになると考える。したがって、監査法人は外見的にも精神的にも独立性を高めることができ、圧力のない、より良好な関係性を築いていける

のではないだろうか。

5-3 結論と今後の課題

本研究では、監査報酬の在り方が会計不正の根本的な問題であると考え研究を進めたが、会計不正には監査報酬だけでなく、監査法人の独立性を確保するために策定されたローテーション制度や、監査人の専門性、引き継ぎの際の情報伝達、監査資源の制約など、他にも多くの問題が関係している。また本研究で提案した改善案ももちろん完璧なものとは言い切れない。この提案によって、会計不正の発生率の減少や監査法人の独立性の向上には改善の兆しが見られることが予想されるが、各機関を流れる金の問題や、各監査法人の差別化の問題なども浮上する可能性がある。これからの課題として、監査報酬制度の見直しの検討を中心に、その他の問題にもしっかりと目を向け改善に努めていくこと、会計に直接関わる人々もそうでない人々も皆が会計不正の重大さを認識し、考え続けていくことが必要である。

第6章 参考文献・引用

- ・ AERA (2015)「東芝が抱えるもう一つの“隠れ損失”」『AERA』2015年8月3日号
<http://dot.asahi.com/aera/2015072700035.html>
- ・ 磯山友幸 (2015)「日本の資本市場全体の信頼性をも左右する東芝不正会計問題への対応策」
<http://d.hatena.ne.jp/isoyant/20150908/1441721961>
- ・ 江本恵美、ネイサン・レイン (2015)「東芝の不正会計、高まる新日本監査法人の責任論」REUTERS
<http://jp.reuters.com/article/idJPL3N10H3U020150807>
- ・ 奥村雅史 (2009)「財務諸表の修正再表示の発生要因について」早稲田商学 第422号
- ・ 加藤祐則 (2015)「ベテラン監査役は東芝不正会計をどう見たか」
<http://judiciary.asahi.com/fukabori/2015091600001.html>
- ・ 株式会社東京商工リサーチ (2015)「2014年度「不適切な会計・経理を開示した上場企業」調査」
https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20150422_01.html
- ・ 金融庁 企業会計審議会監査部会 (2013)「監査基準の改訂

及び監査における不正リスク対応基準の設定において」

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutosin/20130314.html

- ・ 国税局 統計年報「平成 25 年度決算期別の普通法人数」
(2013)
<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/hojin2013/hojin.htm>
- ・ 佐久間亮 (2015)「東芝、粉飾 2248 億円／15 年 3 月期は 378 億円赤字」『しんぶん赤旗』
<http://news.livedoor.com/article/detail/10564095/>
- ・ 総合経済データバンク (2014)「Needs-Financial QUEST」
『日本経済新聞社』
- ・ 田原総一郎 (2015)「東芝不正会計、過大な原発事業計画が失敗の原点」
<http://www.nikkeibp.co.jp/atcl/column/15/100463/090200027/>
- ・ TODAY (2016)「東芝、過去最大 7100 億円の最終赤字に」
『TBS』NEWS23
- ・ 日本公認会計士協会 (2014)「2013 年度版 上場企業監査人・監査報酬白書
- ・ 福留聡 (2016)「読売オンライン早稲田大学上村達男教授なぜ監査法人ばかり叩かれる…東芝問題の不条理とは読んで私見」
<http://ameblo.jp/satoshifukudome/entry-12119683537.htm>
- ・ 溝口英昭 (2015)「東芝の不適切な会計処理 監査法人の責任は」溝口公認会計士事務所ブログ
<http://tesmmi.hatenablog.com/entry/2015/08/06/175224>
- ・ 山田純平 (2013)「オリンパス事件の会計問題」『経済研究』
明治学院大学 第 146 号
- ・ 山崎秀彦 (1992)「監査人の独立性に関する一考察 — 知覚される独立性に対して影響を及ぼす要因の分析を中心として—」
- ・ ロバート・メッド (2015)「Low audit fees at Japanese Companies」GMT リサーチ『REUTERS』
<http://jp.reuters.com/article/toshiba-accounting-auditor-idJPL3N10A1N720150730>